

田原市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化及び晩婚化に対する取組として、出会いの機会が少ない独身男女のために、市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に交付する田原市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、結婚の推進を目的とした出会いの機会を提供する事業を実施する団体で、次の要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5人以上で構成されている団体
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で活動を行う団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 営利を目的として結婚支援事業を営む団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (4) 政治活動又は宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (5) 公序良俗に反する団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、
独身男女を対象とした、男女の健全な出会いの機会を提供する事業、異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業又は結婚へのきっかけづくりを支援する事業（以下「交流イベント等」という。）であって、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とする事業
- (2) 交流イベント等の参加者総数が10人以上である事業
- (3) 参加者の過半数が市内に居住し、又は勤務する者である事業
- (4) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定された事業
- (5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まない事業
- (6) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (4) 他の制度による助成等を受けている事業

- (5) 交付決定時において事業に着手している事業
 - (6) その他市長が不相当と認めた事業
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、市長が特に必要であると認めたものを除き、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼
 - (2) 補助対象団体の代表者への謝礼金
 - (3) 記念品及び手土産代
 - (4) 視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
 - (5) 参加者及び団体構成員の飲食費
 - (6) 事業の再委託料及び事務所の管理委託費
 - (7) 2万円以上の物品
 - (8) その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費
- (補助金額等)

第5条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、補助対象経費に要する額と補助対象事業に要する経費の総額から参加費その他の収入（市長が認める収入を除く。）の総額を控除して得た額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助金額は、補助対象事業1件につき10万円を限度とする。
 - 3 補助金の同一団体への交付は、同一年度において20万円を限度とする。
- (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の団体概要説明書（別紙1）

(2) 事業計画書（別紙2）

(3) 事業収支予算書（別紙3）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、交流イベント等を開催する日の20日前までとする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、田原市婚活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、田原市婚活支援事業補助金変更等申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えてあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 事業変更計画書（別紙4）

(2) 事業収支予算書（別紙5）

2 前項ただし書に規定する「軽微な変更」とは、補助事業の目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の変更又は補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額をいう。

（変更等の決定等）

第9条 市長は、前条に規定する変更等申請書を受けた場合は、速やかにその

内容を審査し、変更等を適当と認めるときは、補助金の変更等を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更等を決定したときは、田原市婚活支援事業補助金変更等決定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに田原市婚活支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別紙6）
- (2) 事業収支決算書（別紙7）
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他必要と認められる書類

（補助金額の確定等）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定したときは、田原市婚活支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第12条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、田原市婚活支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

田原市婚活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者名

年度田原市婚活支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助事業等の概要

3 補助事業等実施予定期間 着手（予定） 年 月 日から
完了（予定） 年 月 日まで

4 補助事業等に要する経費 金 円

5 補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- (1) 申請者の団体概要説明書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 事業収支予算書（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別紙1

申請者の団体概要説明書

団 体 名			
代 表 者 名			
団 体 住 所			
T E L / F A X	T E L	F A X	
連 絡 先	氏名		
	住所		
	TEL/FAX	TEL	FAX
	E-mail		
団体の活動内容			
構成員（団体）数	市内在住・在勤者	人	
	その他	人	
備 考			

別紙1 裏面

構成員名簿

	氏 名	住所（市内・市外）	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

別紙2

年度 事業計画書

事業名			団体名			
事業費	円		実施期間	年	月	日から
				年	月	日まで
活動分類	活動予定日	参加予定人数	活 動 内 容			
活動内容						
(注意) 提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。 ・打ち合わせ ・広報活動 ・交流イベント 等						
活動の効果						

別紙3

年度 事業収支予算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

費 目	金 額	積 算 内 訳	
補助対象経費			
	小 計 (①)		
	補助対象外経費		
小 計 (②)			
合 計 (①+②)			

様式第2号（第7条関係）

田原市婚活支援事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長



年度田原市婚活支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付けによる申請書のとおり

- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円

- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第8条関係）

田原市婚活支援事業補助金変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者名

年度田原市婚活支援事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額（変更後の総額） 金 円

（添付書類）

(1) 事業変更計画書（別紙4）

(2) 事業収支予算書（別紙5）

別紙 4

年度 事業変更計画書

事業名			団体名			
事業費	(円) 円		実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
活動分類	活動予定日	参加予定人数	活 動 内 容			
活動内容	()	()				
<p>(注意)</p> <p>提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打ち合わせ ・広報活動 ・交流イベント 等 						

※変更前の内容を () 内に記入又は見え消しで記入すること。

別紙5

年度 事業収支予算書

※変更前の金額を（ ）で記入すること。

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金	()	
	()	
	()	
	()	
計	()	

支 出

費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	小 計 (①)	()
補助対象外経費	()	
	()	
	()	
	()	
	小 計 (②)	()
合 計 (①+②)	()	

様式第4号（第9条関係）

田原市婚活支援事業補助金変更等決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

田原市長



年度田原市婚活支援事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額（変更後の金額） 金 円

4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第10条関係）

田原市婚活支援事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所
団体名
代表者名

年度田原市婚活支援事業が完了したので、下記により報告します。

記

1 補助事業等実施期間 着手 年 月 日から
完了 年 月 日まで

2 補助事業等の内容と効果

3 補助事業等に要した経費 金 円

4 補助金交付（変更）決定額 金 円

（添付書類）

- (1) 事業報告書（別紙6）
- (2) 事業収支決算書（別紙7）
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他必要と認められる書類

(別紙6)

年度 事業報告書

事業名			団体名		
事業費	円		実施期間	年 月 日から	年 月 日まで
活動分類	活動日	参加人数	活 動 内 容		
活動内容 (注意) 提案事業交流イベント等だけでなく、企画・運営等、全体のスケジュールを記載すること。 ・打ち合わせ ・広報活動 ・交流イベント 等					
活動の効果					

(別紙7)

年度 事業収支決算書

収 入

費 目	金 額	積 算 内 訳
田原市補助金		
計		

支 出

費 目	金 額	積 算 内 訳
補助対象経費		
	小 計 (①)	
補助対象外経費		
	小 計 (②)	
合 計 (①+②)		

様式第6号（第11条関係）

田原市婚活支援事業補助金確定通知書

第 年 月 日
号

様

田原市長

年度田原市婚活支援事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第12条関係）

田原市婚活支援事業補助金請求書

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住 所

団体名

代表者名

年度田原市婚活支援事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求額（補助金確定額） 金 円

振込希望口座

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店
預金種別	普通 当座 貯蓄	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		